

容器包装リサイクル制度を取り巻く現状

- 1 ごみ及び容器包装廃棄物の排出状況
- 2 分別収集の実績
- 3 容器包装廃棄物の再商品化
- 4 特定事業者に関する状況
- 5 容器包装リサイクル法の各種取組状況
- 6 その他関連情報

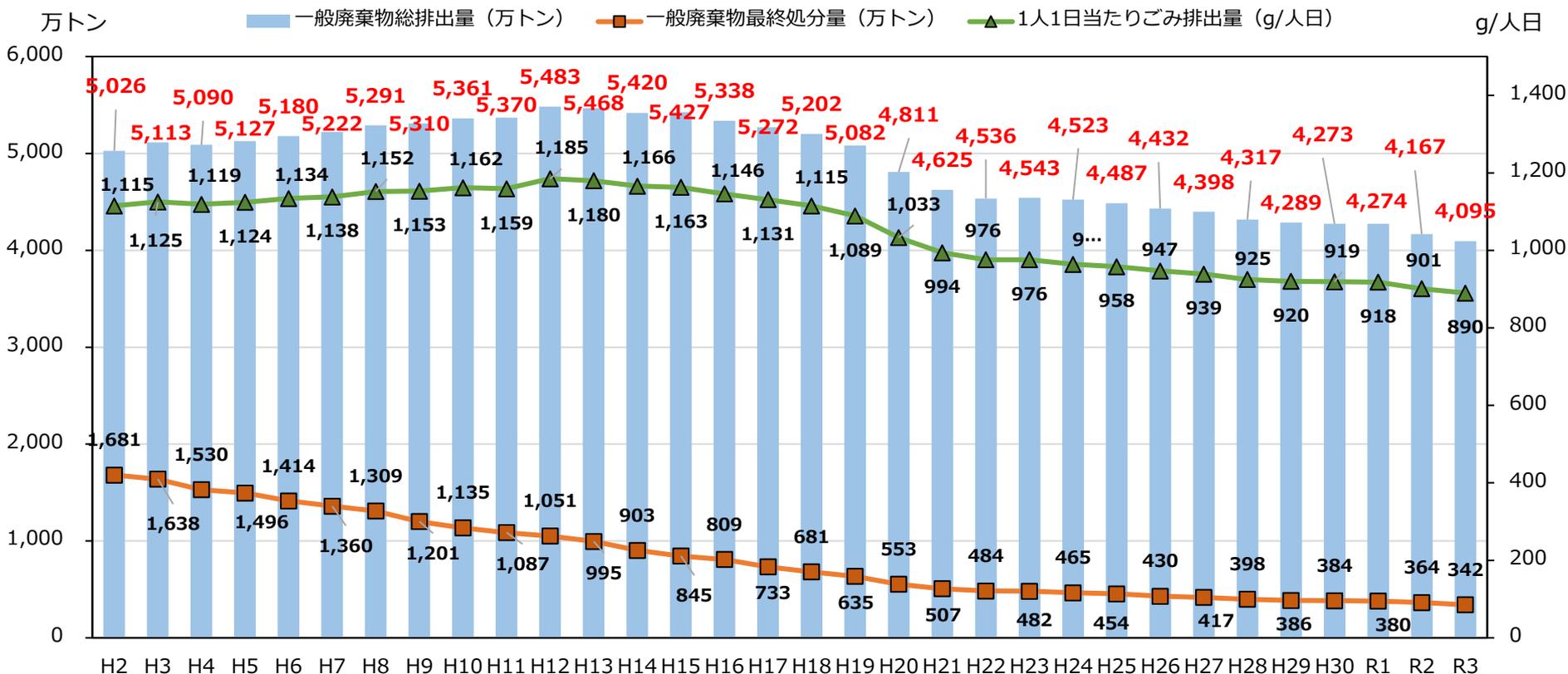
1 ごみ及び容器包装廃棄物の排出状況

1-1 一般廃棄物総排出量・一般廃棄物最終処分量・1人1日当たりごみ排出量

我が国のごみの排出量は、平成12年度をピークに減少しており、令和3年度においては、4,095万トンとなっている。

1人1日当たりごみ排出量は、直近は890gと、法制定時（平成7年。1,138g）から約22%、ピーク時（平成12年。1,185g）から約25%減少している。

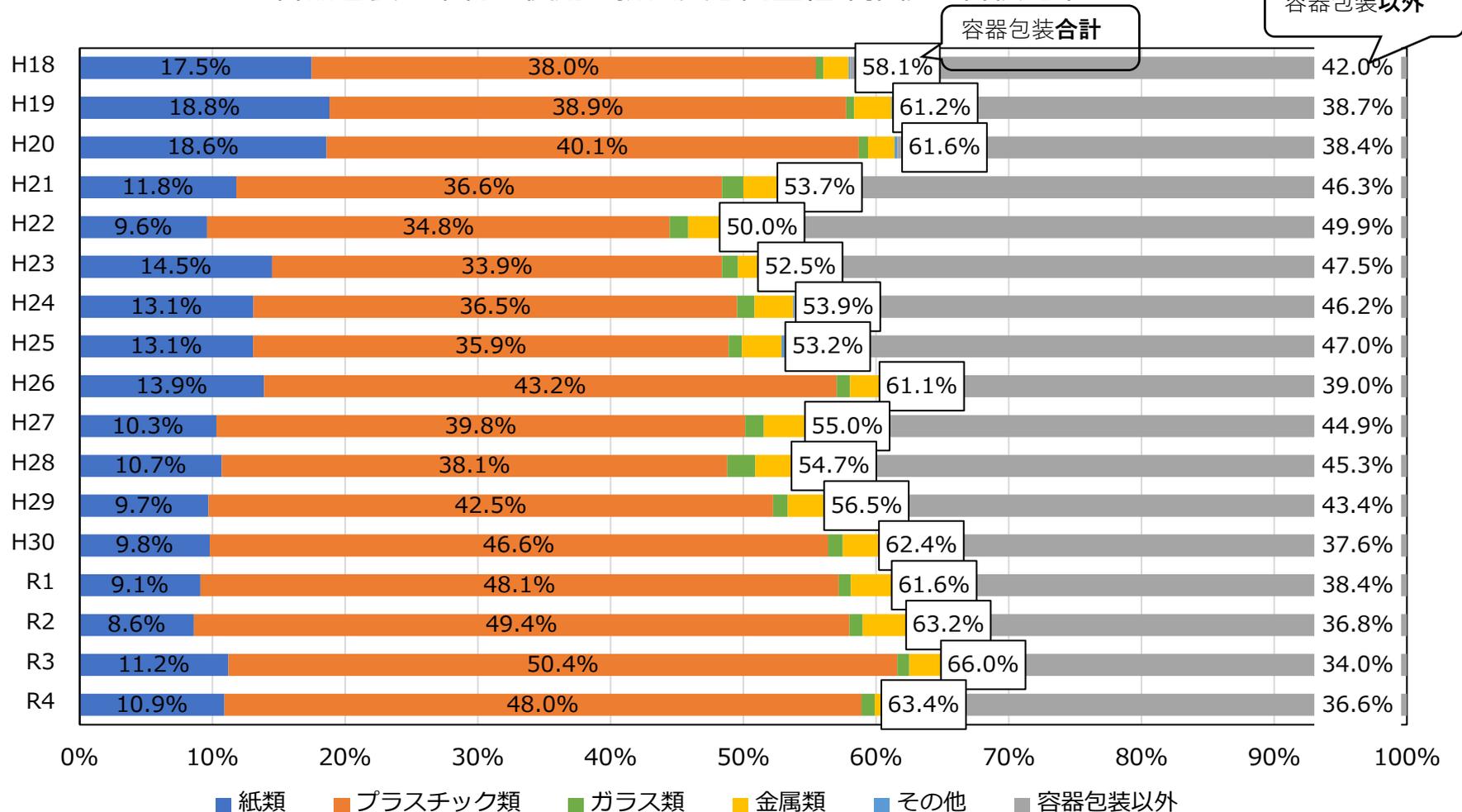
一般廃棄物最終処分量は、法制定以前より減少を続けており、令和3年度は342万トンであった。



1-2 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合(容積比)

家庭ごみ中の容器包装廃棄物の容積比は増減を繰り返していたが、平成28年度から増加傾向を示していたものの、令和4年度は減少傾向に転じた。

容器包装廃棄物の使用・排出実態調査経年推移 - 容積比率



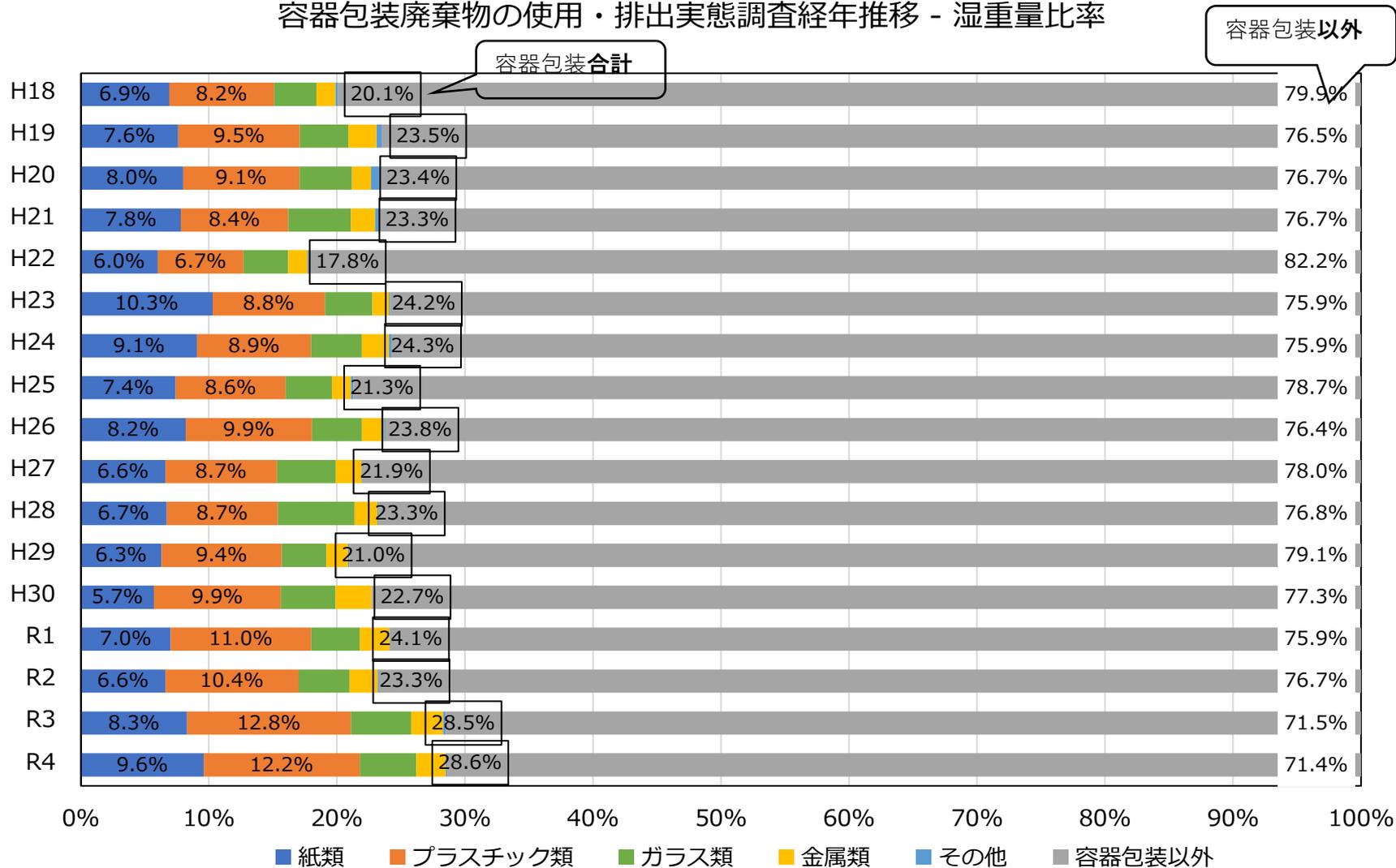
※四捨五入のため合計値が合わないことがある。

出典:環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」

1-2 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合(湿重量比)

家庭ごみ中の容器包装廃棄物の湿重量比は20%程度で推移している。組成別ではプラスチック類及び紙類が最も多く、特にプラスチック類は令和元年度以降10%を超える。

容器包装廃棄物の使用・排出実態調査経年推移 - 湿重量比率



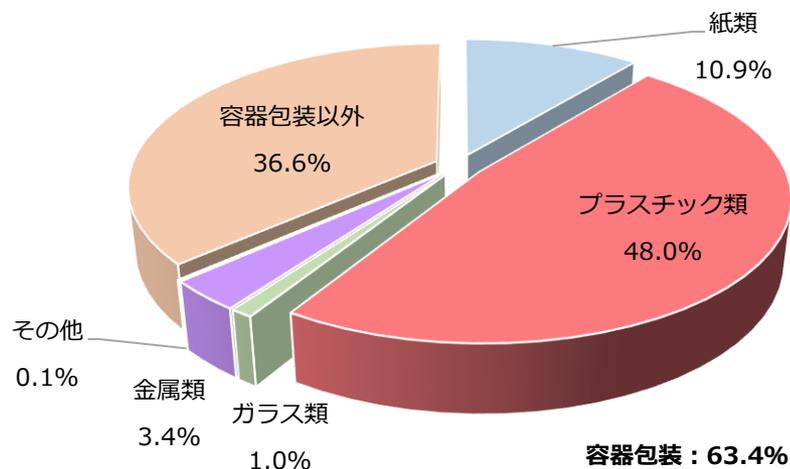
※四捨五入のため合計値が合わないことがある。

出典: 環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」

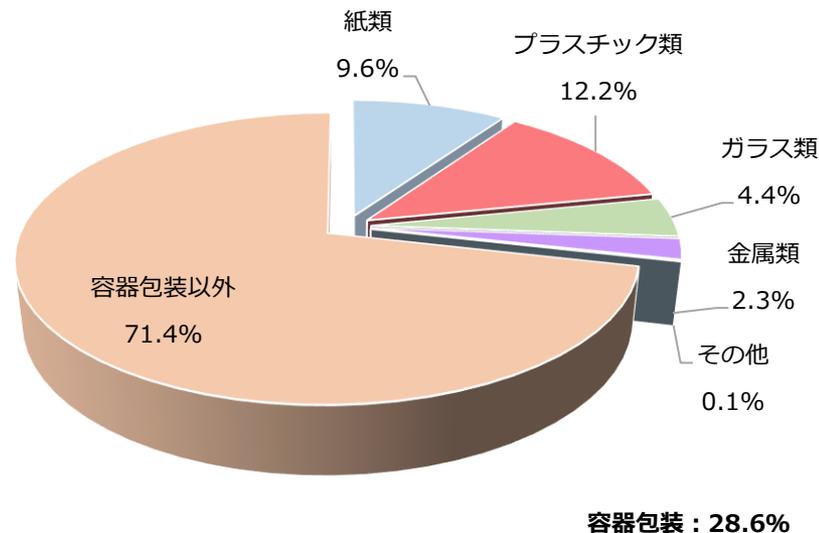
1-2 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合(令和4年度)

家庭ごみ中の容器包装廃棄物が占める割合は、令和4年度においては、容積比で63.4%、湿重量比で28.6%となっている。プラスチック類が容積の約半分を占めている。

(1)容積比



(2)湿重量比

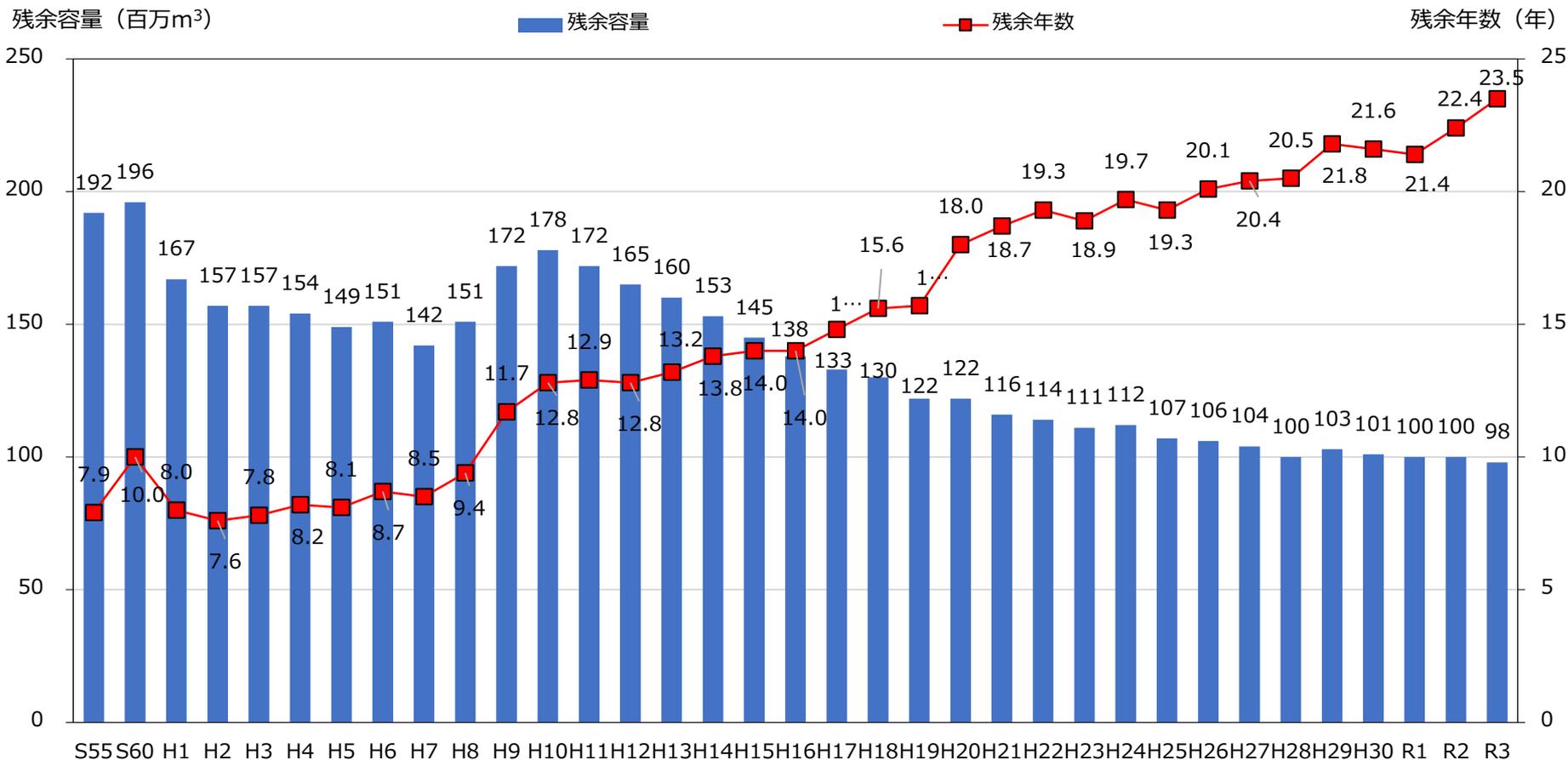


※四捨五入のため合計値が合わないことがある。

1-3 一般廃棄物最終処分場の状況

一般廃棄物最終処分場の残余容量は減少傾向であったが、平成28年度からほぼ横ばいで推移している。前回法改正時（平成18年）に130百万立方メートルであったが、令和3年度には98百万立方メートルである。

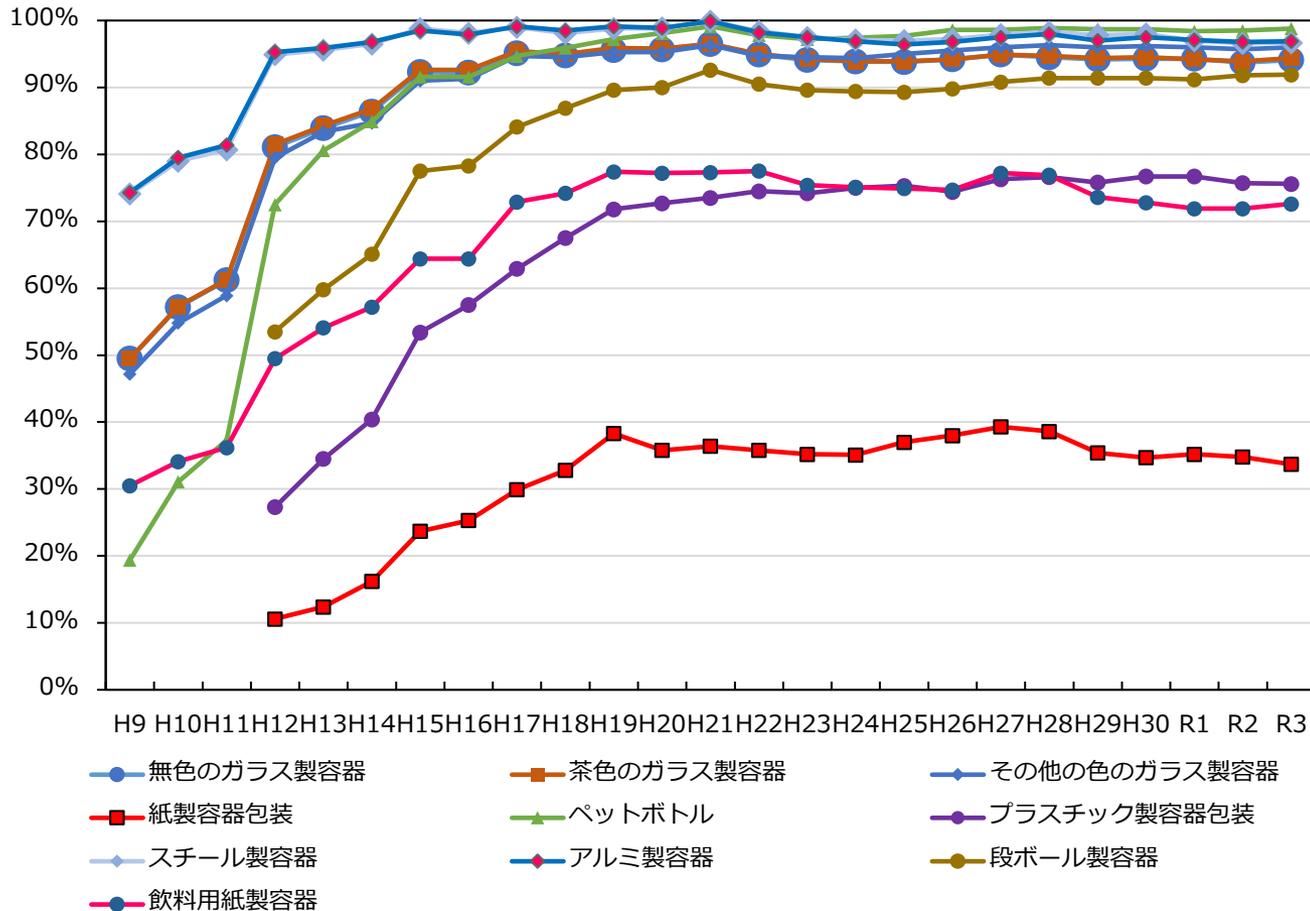
最終処分場の残余年数は、前回法改正時（平成18年）に15.6年であったが、令和3年度には23.5年に増加した。



2 分別収集の実績

2-1 全市町村に対する分別収集実施市町村の割合の推移

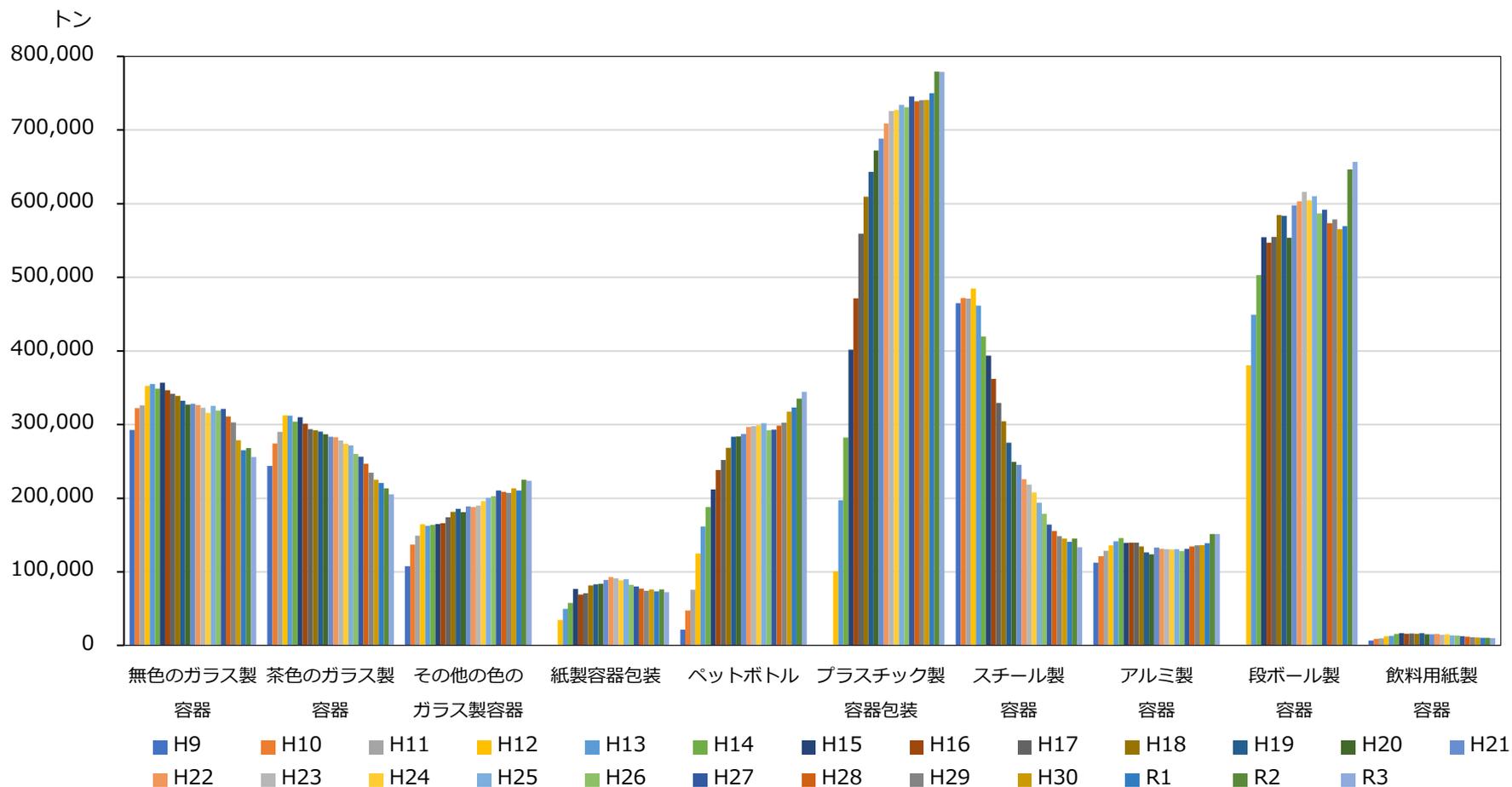
分別収集実施市町村の割合はガラス製容器、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、段ボールについては9割を超えているが、プラスチック製容器包装や飲料用紙製容器は7割程度、紙製容器包装は3割程度と低い割合で推移している。



品目	R3年度 実施割合(%)
無色のガラス製容器	94.1%
茶色のガラス製容器	94.4%
その他の色のガラス製容器	96.0%
紙製容器包装	33.7%
ペットボトル	98.8%
プラスチック製容器包装	75.6%
(うち白色トレイ)	23.8%
スチール製容器	96.7%
アルミ製容器	96.9%
段ボール製容器	91.9%
飲料用紙製容器	72.6%

2-2 年度別分別収集実績量

無色及び茶色のガラス製容器、スチール製容器の分別収集量は出荷量に伴い減少傾向にある。段ボール容器については減少傾向であったものの令和2年度から急増している。その他の色のガラス製容器、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別収集量は近年増加傾向にある。これは令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響等によるものと推察する。



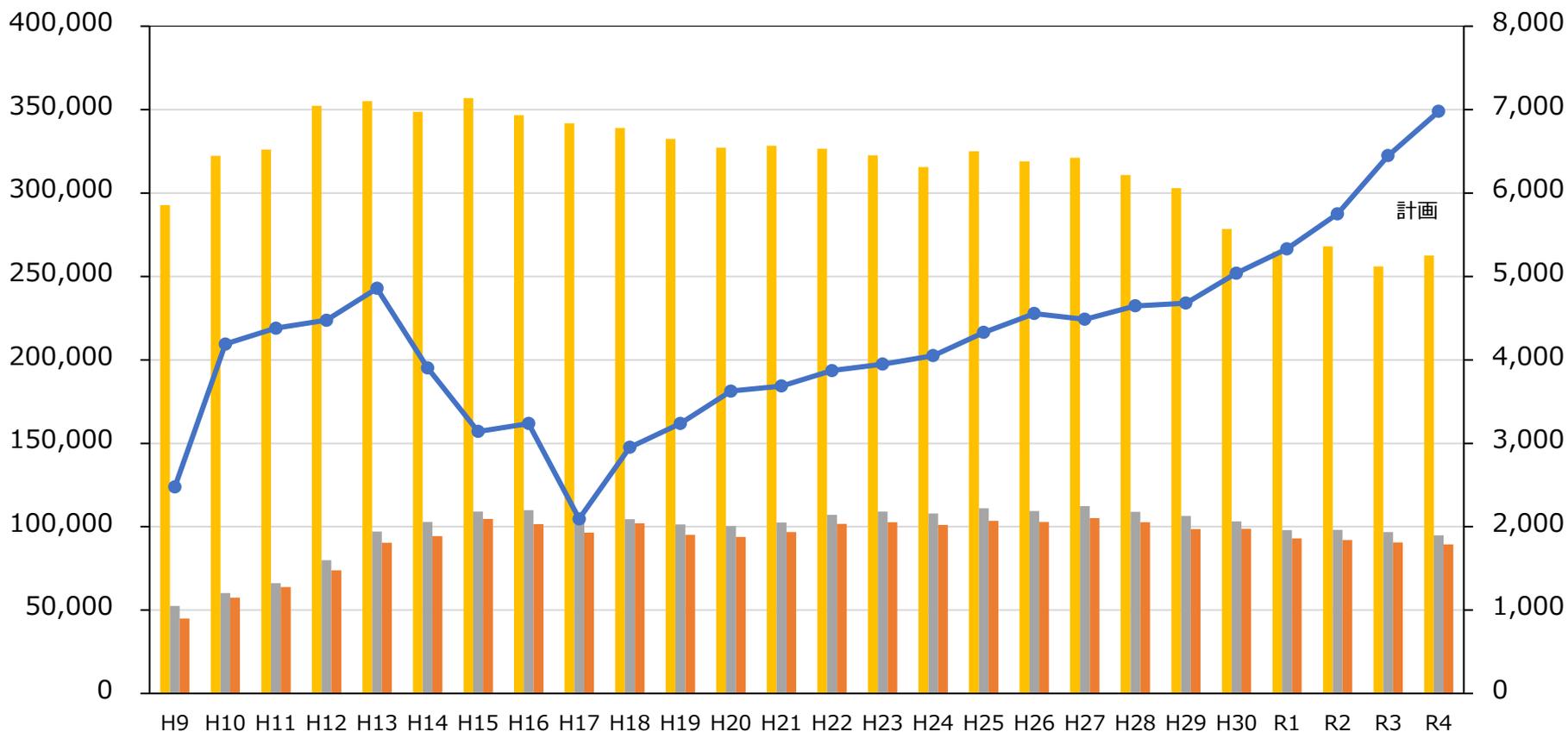
2-3 素材別 収集実績量、引取実績量、再商品化製品販売量、落札単価の推移

無色のガラス製容器は分別収集量実績量、指定法人の引取実績量、再商品化製品販売量ともに減少傾向を示している一方、落札税抜単価は増加傾向を示している。

収集実績量等 (トン)

無色のガラス製容器

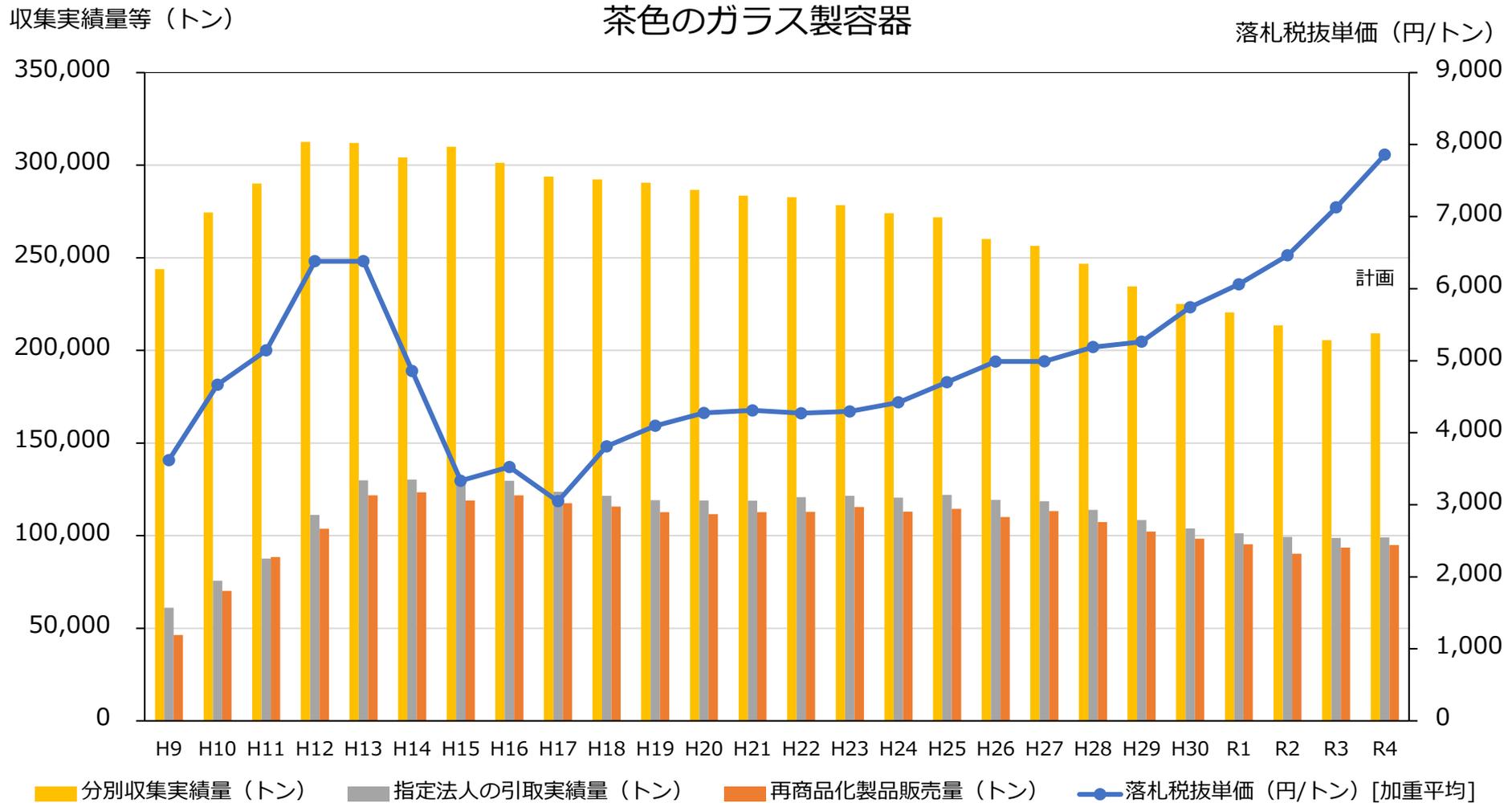
落札税抜単価 (円/トン)



■ 分別収集実績量 (トン)
 ■ 指定法人の引取実績量 (トン)
 ■ 再商品化製品販売量 (トン)
 ● 落札税抜単価 (円/トン) [加重平均]

※R4年度の分別収集実績量は計画量。

茶色のガラス製容器も無色のガラス製容器同様に、実績量は減少傾向を示す一方、落札税抜単価は増加傾向を示している。



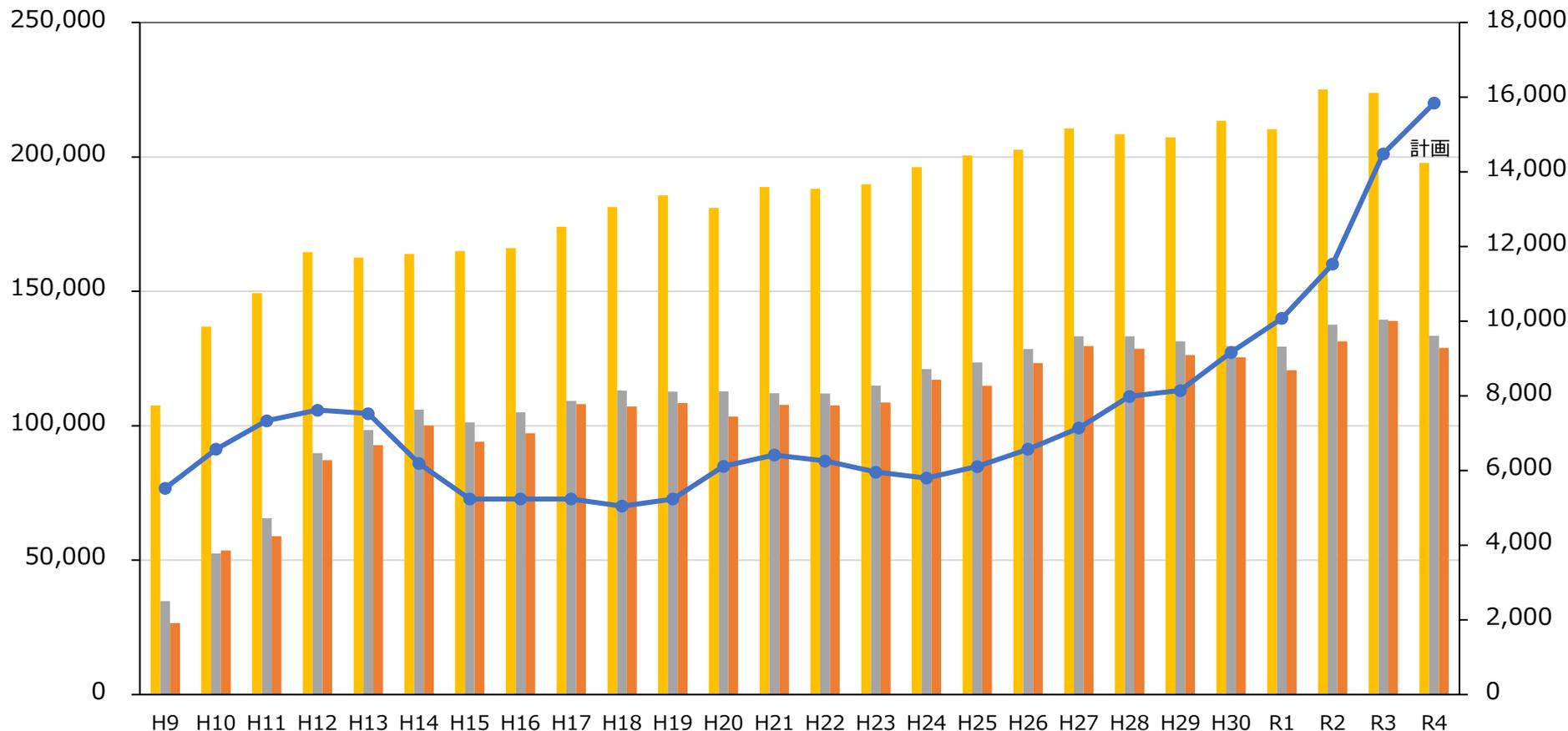
※ R4年度の分別収集実績量は計画量。

その他の色のガラス製容器は、実績量は増加傾向を示しており、また、落札税抜単価も増加している。

収集実績量等 (トン)

その他の色のガラス製容器

落札税抜単価 (円/トン)



■ 分別収集実績量 (トン)
 ■ 指定法人の引取実績量 (トン)
 ■ 再商品化製品販売量 (トン)
 ● 落札税抜単価 (円/トン) [加重平均]

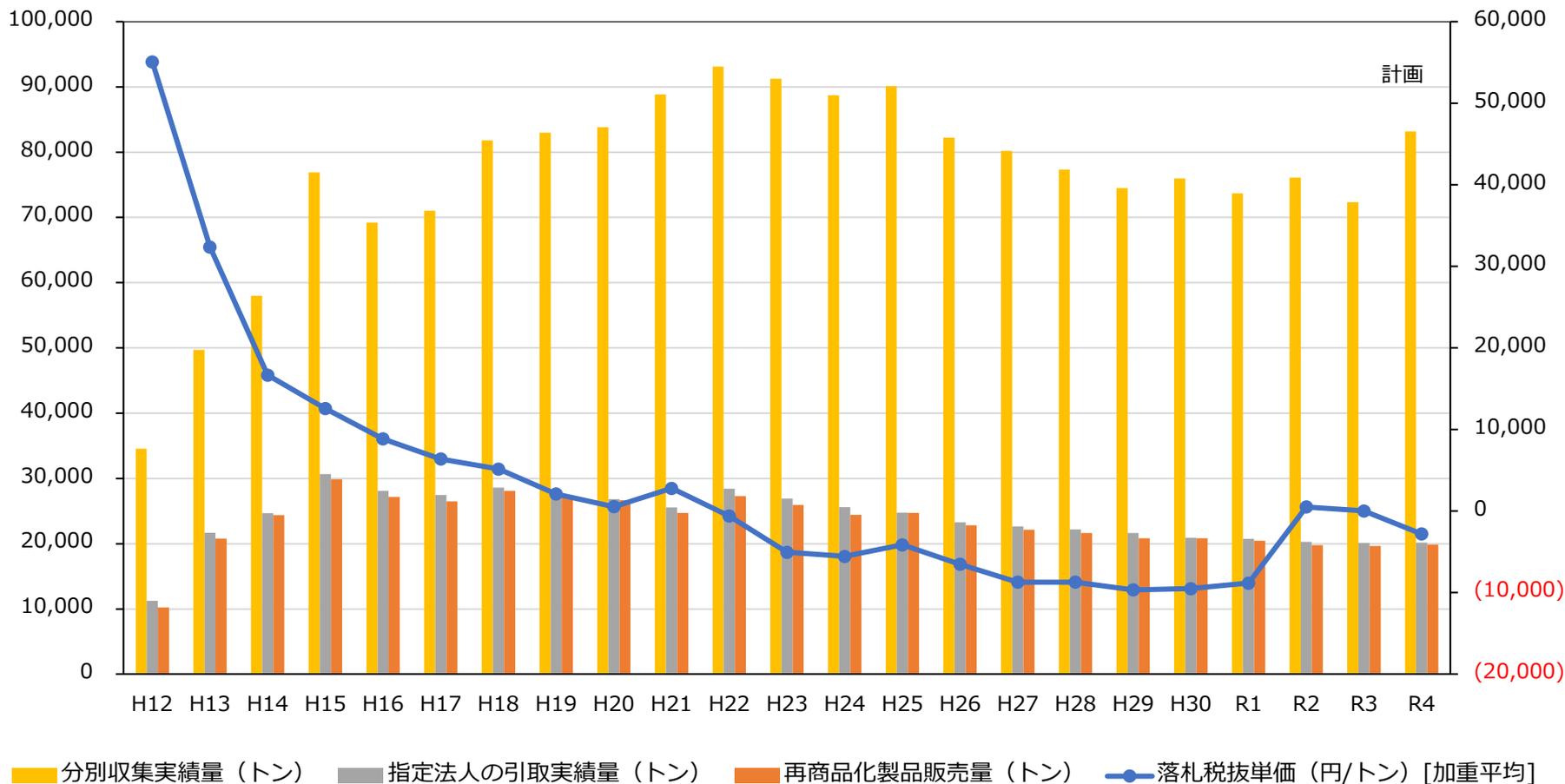
※R4年度の分別収集実績量は計画量。

紙製容器包装は、平成22年度より実績量は減少傾向を示している。落札税抜単価は令和元年度までは減少傾向を示していたが、令和2、3年度は増加した。令和4年度は再び減少に転じる。

紙製容器包装

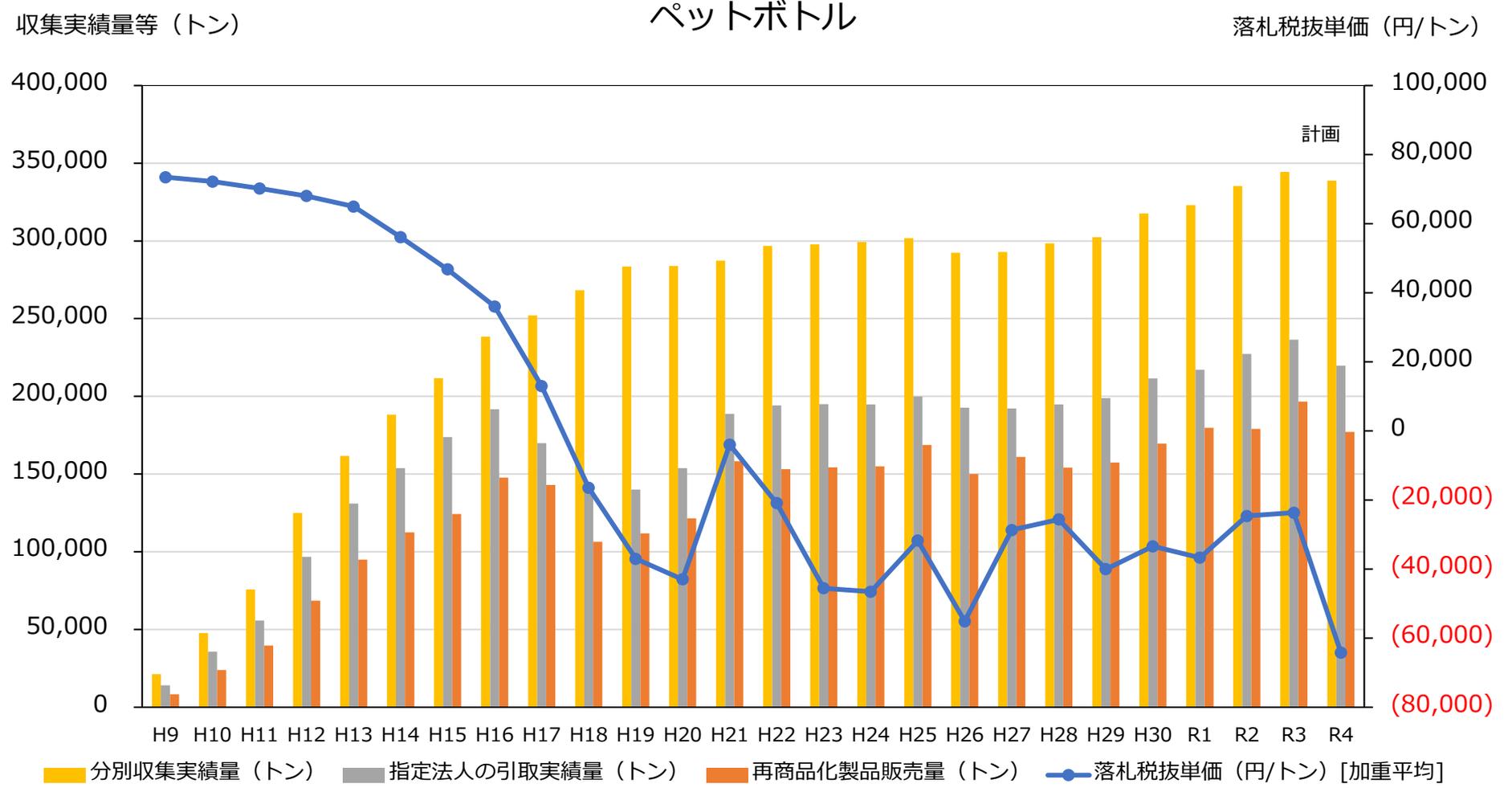
落札税抜単価 (円/トン)

収集実績量等 (トン)



※R4年度の分別収集実績量は計測量。

ペットボトルの実績量は増加傾向を示している。落札税抜単価は令和4年度は減少の幅が大きくなる。



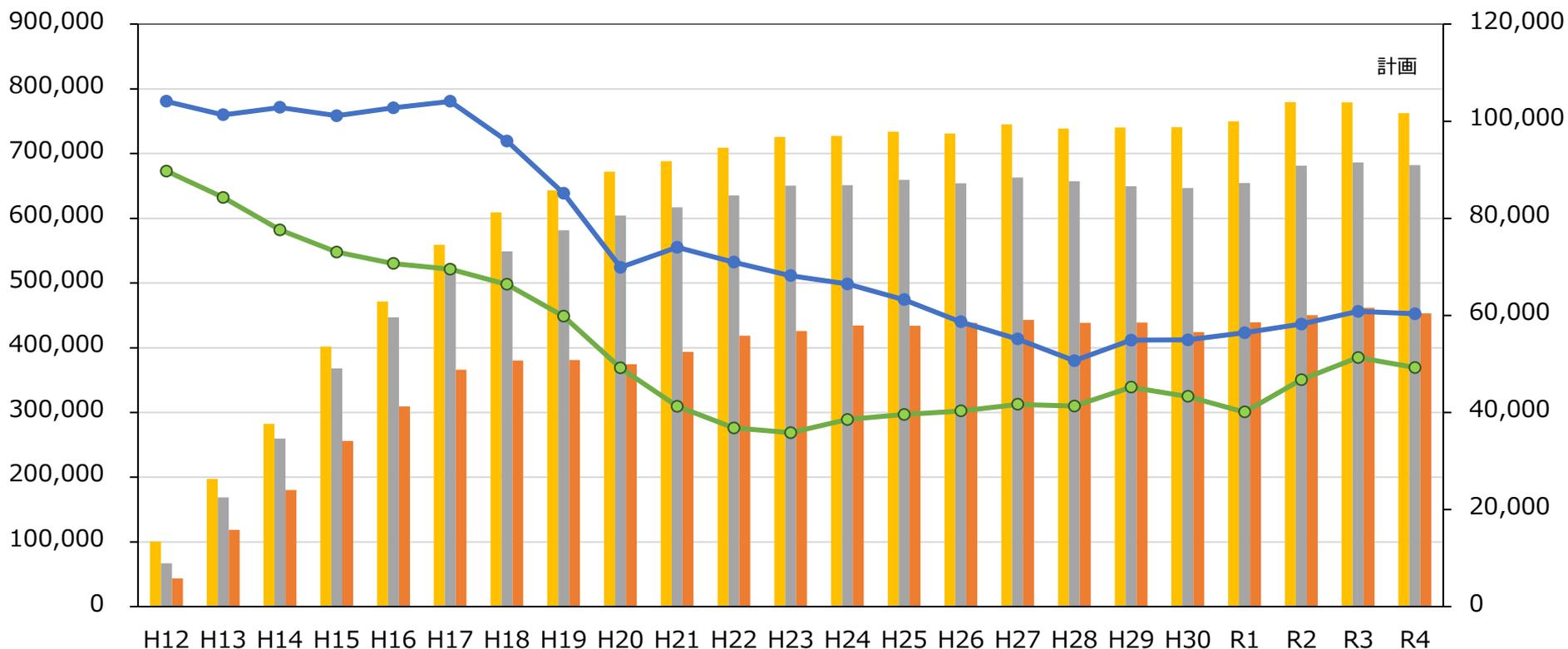
※R4年度の分別収集実績量は計画量。

プラスチック製容器包装の実績量は増加傾向を示している。落札税抜単価はこれまで減少傾向からおおむね横ばいで推移している。

収集実績量等 (トン)

プラスチック製容器包装

落札税抜単価 (円/トン)



■ 分別収集実績量 (トン)

■ 再商品化製品販売量 (トン)

● ケミカルリサイクル落札税抜単価 (円/トン) [加重平均]

■ 指定法人の引取実績量 (トン)

● 材料リサイクル落札税抜単価 (円/トン) [加重平均]

※R4年度の分別収集実績量は計画量。

3 容器包装廃棄物の再商品化

容器包装廃棄物の再商品化については、以下のとおり素材の特性に応じたりサイクルを行っている。

3-1 容器包装廃棄物の再商品化の方法

ガラス製容器包装

・カレット化

・ガラスびん
・その他(舗装用骨材、軽量発泡骨材、ガラス短繊維など)

紙製容器包装

・製紙原料
・固形燃料
・古紙破砕解繊物

・段ボール・板紙など
・固形燃料
・家畜用敷料

ペットボトル

・フレーク化
・ペレット化
・ポリエステル原料化

・繊維 ・シート
・ボトル ・成型品
・その他(結束バンドなど)

プラスチック製容器包装

材料リサイクル ペレット化

パレット、プラスチック板、再生樹脂等プラスチック製品

ケミカルリサイクル

◆油化
◆高炉還元剤化
◆コークス炉化学原料化
◆ガス化

化学原料など
高炉還元剤
コークス(還元剤)、炭化水素油、ガス
化学原料(アンモニア合成の原料)

固形燃料等 燃料化

燃料

3-2 種類別再商品化製品紹介

ガラス製容器 再商品化製品

再商品化製品

「カレット」は、ガラスびんを原料用に細かく砕いたもので、リサイクル製品の原材料等（再商品化製品）の100%を占める。「カレット化」はラベルや異物を取り除いて色分別したカレットの状態にするガラスびんのリサイクル手法である。

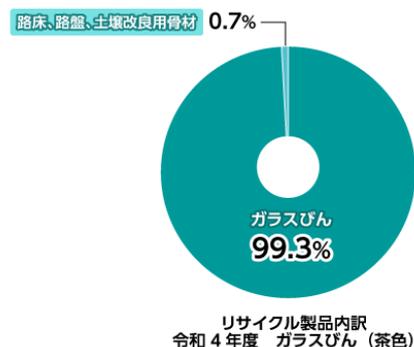
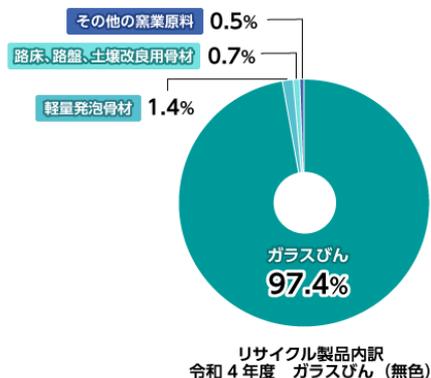
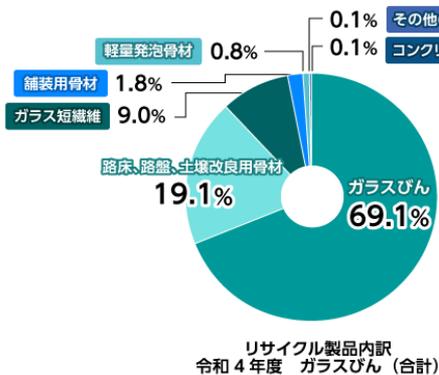
カレット



令和4年度 カレット（合計）
（R4年4月よりR5年6月までの販売実績）



再商品化製品利用製品



ガラスびん



路床、路盤、土壌改良用骨材（住宅の基礎等）



ガラス短繊維（断熱材等）



古紙破碎解織物家（畜用敷料）

吸水性や通気性に優れていることから、家畜用敷料（敷きわら）として利用される。



家畜用敷料（敷きわら）



家畜用敷料の利用例

固形燃料

紙製容器包装からつくられる固形燃料は RPFとフラフである。両燃料については、古紙と廃プラスチックを原料とした固形燃料で、石炭の代替材料として主に製紙メーカー、セメント会社等で利用されている。



RPF



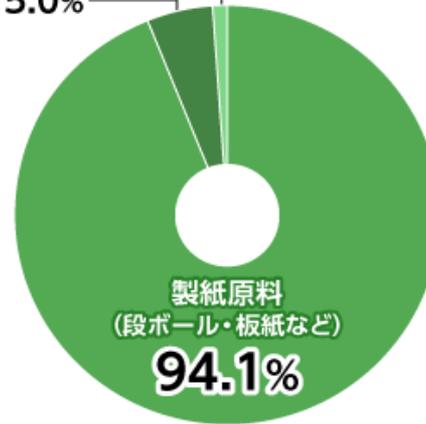
フラフ

古紙破碎解織物（家畜用敷料）

0.9%

固形燃料

5.0%



製紙原料
(段ボール・板紙など)

94.1%

原材料等内訳
令和4年度

(R4年4月よりR5年6月までの販売実績)

製紙原料

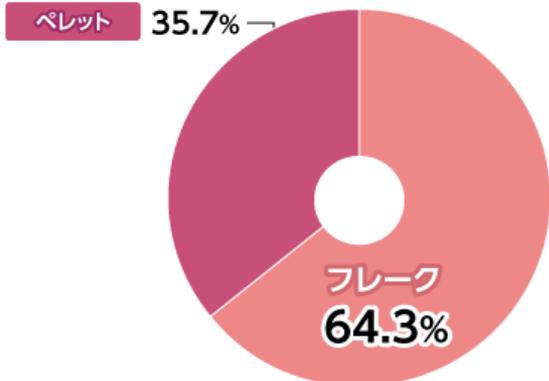
紙製容器包装を原料としてつくられる紙は、板紙、段ボールの中芯などであり、製紙メーカーの板紙工場等で使用される。



段ボールの中芯

ペットボトル 再商品化製品

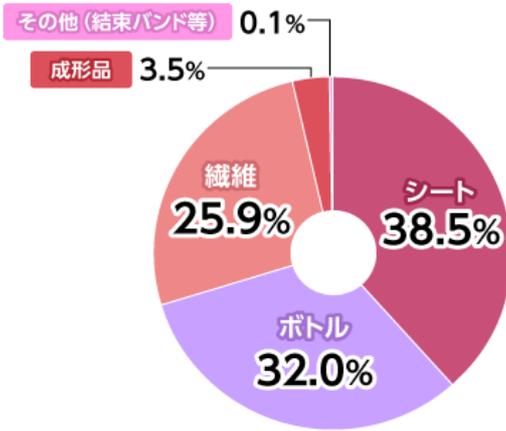
再商品化製品



原材料等内訳
令和3年度 PET ボトル



再商品化製品利用製品



リサイクル製品内訳
令和3年度 PET ボトル

繊維

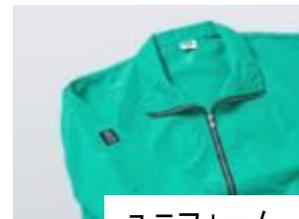
自動車関連材料、
インテリア・寝装
寝具、衣類、土
木・建築資材など



自動車の天井・床等
の内装材や、吸音材



カーペット



ユニフォーム

シート

卵パック、食品
用トレイ、食品用
の中仕切り、ブリ
スターパックなど



卵パック



食品用の中仕切り



ブリスターパック

ボトル



飲料用ボトル



洗剤用ボトル

成形品



排水ます蓋



回収ボックス

その他

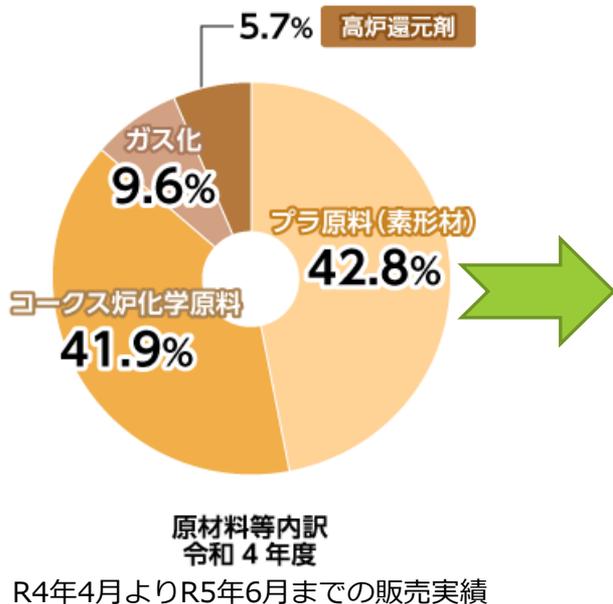
結束バンド、
ごみ袋など



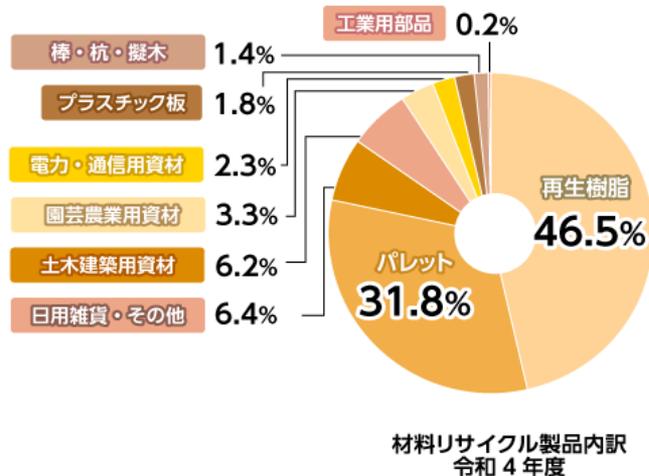
結束バンド

プラスチック製容器包装 再商品化製品

再商品化製品



再商品化製品利用製品



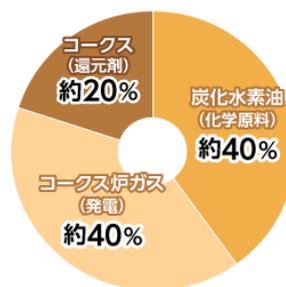
材料リサイクル(プラ素形材)



ケミカルリサイクル
(写真:コークス炉化学原料)



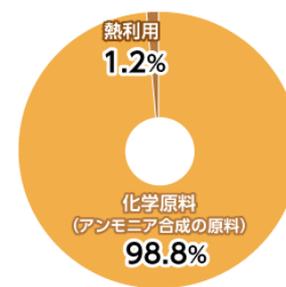
高炉還元剤化



コークス炉化学原料化

内訳はプラスチック循環利用協会HPより

ケミカルリサイクル製品内訳
令和4年度



ガス化

プラスチック製容器包装 再商品化製品

プラスチック製容器包装 材料リサイクル製品 (再商品化製品利用製品) 写真



再生樹



パレット



土木建築用資材
(土台ブロック)



土木建築用資材
(車止め使用例)



日用雑貨
(ごみ袋)



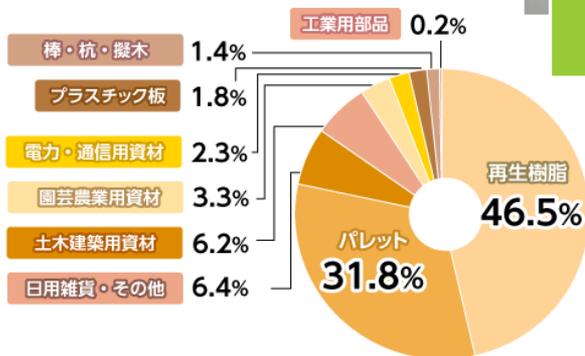
園芸農業用資材
(プランター)



電力・通信用資材
(ケーブルトラフ)



プラスチック板



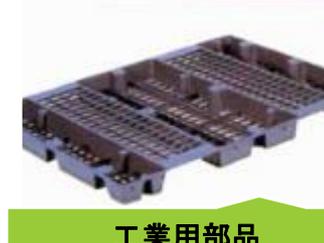
材料リサイクル製品内訳
令和4年度



OAフローア材



棒・杭・擬木
(標識杭)



工業用部品
(ダンネージストッパー)

※令和4年4月より令和5年6月までの販売実績

4 特定事業者に関する状況

4-1 再商品化義務履行事業者数(全国計)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
ガラスびん合計	4,376	4,343	4,273	4,241	4,189	4,113	4,038	3,984	3,921	3,794	4,524	3,605
無色	3,680	3,650	3,607	3,605	3,501	3,423	3,413	3,358	3,323	3,224	3,549	3,083
茶色	1,887	1,877	1,807	1,796	1,822	1,793	1,793	1,759	1,710	1,661	2,036	1,546
その他	1,644	1,601	1,537	1,474	1,491	1,474	1,433	1,409	1,371	1,327	1,283	1,260
PETボトル	1,099	1,158	1,183	1,484	1,270	1,300	1,324	1,361	1,429	1,439	1,840	1,403
紙	54,564	48,767	47,431	50,369	49,686	51,371	50,211	54,223	53,861	54,131	55,539	56,008
プラスチック	64,573	66,213	64,705	70,480	71,110	72,659	71,701	71,985	72,076	72,580	73,885	73,937
申込総件数	67,894	69,404	67,738	73,417	73,937	75,401	74,333	74,493	74,341	74,744	75,937	76,204
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	
ガラスびん合計	3,536	3,486	3,429	3,370	3,294	3,256	3,210	3,153	3,083	3,009	2,936	
無色	3,031	2,981	2,953	2,898	2,837	2,800	2,753	2,694	2,640	2,562	2,486	
茶色	1,493	1,482	1,436	1,418	1,410	1,377	1,376	1,350	1,329	1,288	1,255	
その他	1,217	1,220	1,193	1,188	1,160	1,141	1,136	1,118	1,098	1,061	1,030	
PETボトル	1,378	1,373	1,364	1,342	1,315	1,303	1,279	1,265	1,258	1,215	1,178	
紙	57,823	60,155	63,299	65,103	66,120	66,447	66,315	68,133	67,360	66,831	66,915	
プラスチック	74,357	76,439	78,605	79,847	80,834	79,993	79,952	80,924	79,825	79,225	78,820	
申込総件数	76,586	78,221	80,768	81,532	82,475	81,609	82,024	82,445	81,276	80,627	80,162	

令和5年7月末データ

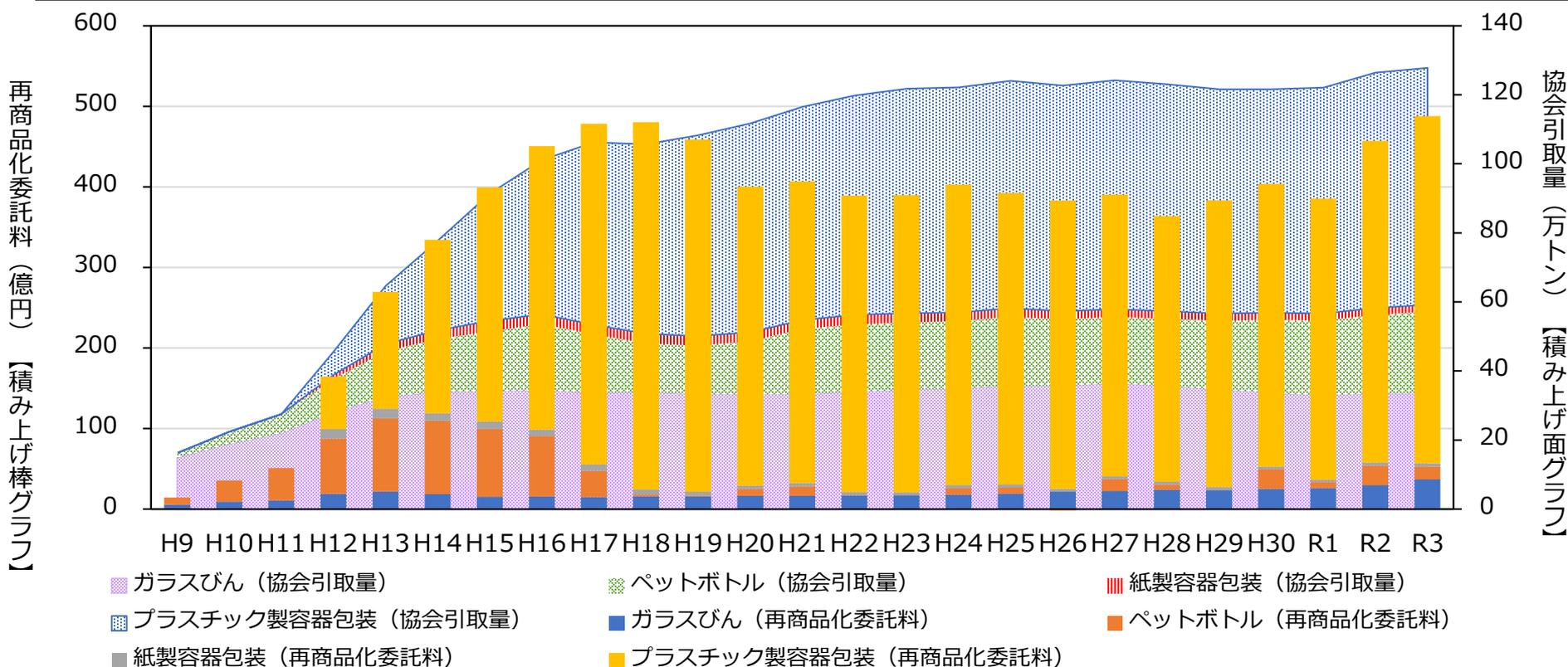
※再商品化義務履行事業者数は、1社で複数の素材で申込をしている場合もあるため、各欄の単純合計にはならない。

※上記の数値は、新聞販売所やコンビニエンスストア等の一括代理人契約の場合における内訳の個別店舗数を全てカウントした数値。

4-2 特定事業者が負担する委託額の推移

特定事業者が負担する再商品化委託料（積み上げ棒グラフ）について、ガラスびんは法完全施行以降、増加傾向であるが、ペットボトル及び紙製容器包装は平成13年度をピークに減少傾向にある。プラスチック製容器包装は平成18年度まで増加しており、平成19年度から横ばいで推移していたが令和2年度から再び増加に転じている。

指定法人引取量（積み上げ面グラフ）について、ガラスびん、紙製容器包装は減少傾向であるが、ペットボトル、プラスチック製容器包装は近年増加傾向である。

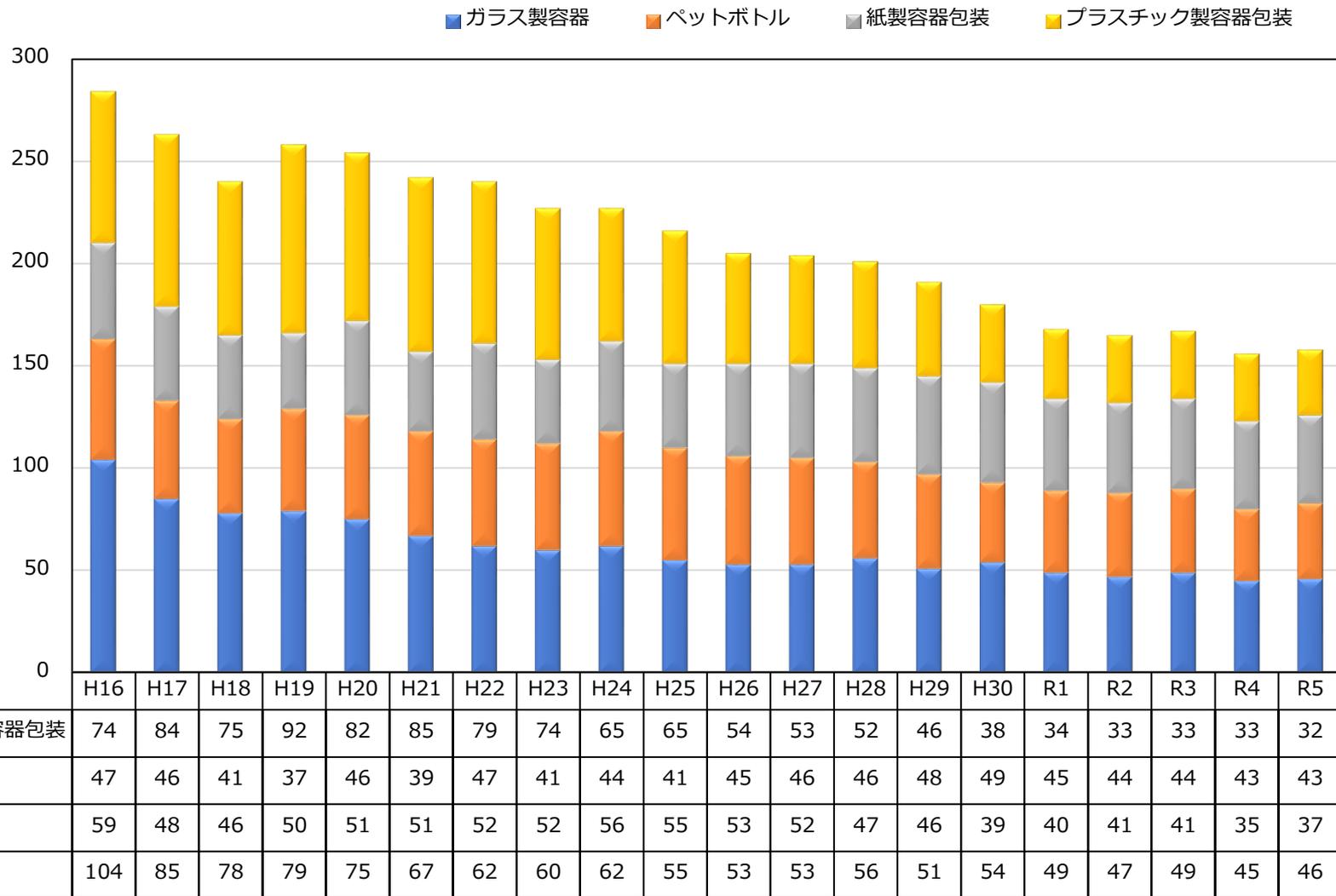


4-3 再商品化委託単価(単位:円/トン)

(単位 円/トン、税抜き)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
無色のガラス製容器	2,700	2,500	3,800	3,700	3,200	4,000	3,700	4,000	3,800	3,900
茶色のガラス製容器	4,600	4,600	4,600	5,000	4,700	5,300	5,100	5,400	5,100	5,300
その他の色のガラス製容器	7,700	6,100	6,800	5,600	6,400	8,800	9,100	8,500	7,800	7,700
ペットボトル	45,800	29,800	800	1,800	1,800	1,700	4,000	3,500	3,300	4,300
紙製容器包装	18,300	12,000	19,500	12,000	14,800	12,700	15,300	12,400	11,500	11,500
プラスチック製容器包装	69,600	76,200	84,900	81,800	71,600	62,600	50,700	49,600	46,700	45,800
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
無色のガラス製容器	4,100	4,400	4,200	4,100	4,000	4,300	4,300	4,600	5,100	6,000
茶色のガラス製容器	5,700	5,800	5,500	5,700	5,600	6,000	5,900	6,400	7,200	8,200
その他の色のガラス製容器	8,100	9,400	9,700	9,900	10,300	11,600	13,700	17,500	23,600	16,100
ペットボトル	1,400	3,300	2,300	2,000	9,200	2,000	3,200	4,500	5,000	14,000
紙製容器包装	13,000	13,000	12,000	13,000	15,000	12,000	13,000	16,000	14,000	23,000
プラスチック製容器包装	52,800	47,000	45,000	45,000	49,000	46,000	49,000	51,000	53,000	58,000

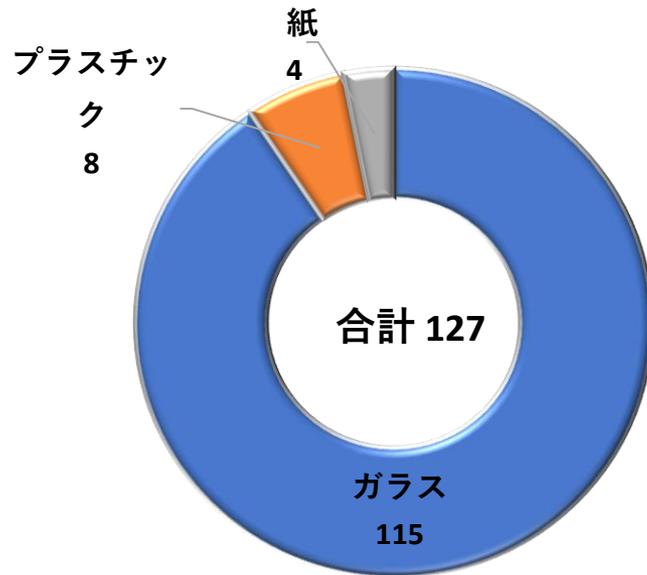
4-4 指定法人が再商品化を委託した再生処理事業者数



4-5 特定容器の自主回収認定状況

認定事業者数(社)

49



素材別内訳(件数)

<素材毎の用途の例>

ガラス

- 牛乳用びん
- 炭酸飲料用びん
- 清涼飲料用びん
- 清酒用びん
- ビール用びん 等

プラスチック

- ガラスびん用キャップ
- 鶏卵パック 等

紙

- 鶏卵パック 等

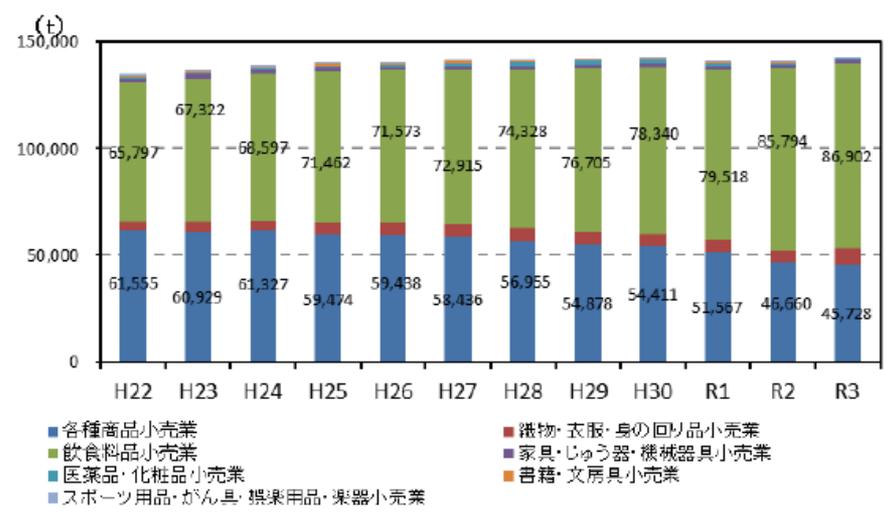
※令和5年6月時点

5 容器包装リサイクル法の各種取組状況

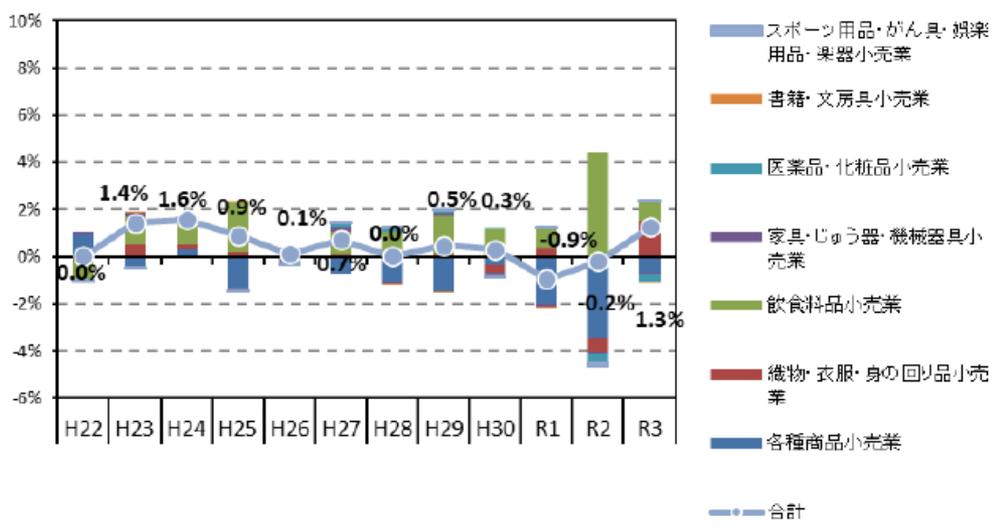
5-1 小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置

定期報告連続提出事業者の、過去10年間の容器包装使用量の推移について分析したところ、令和2年度からプラスチック製の買物袋の使用量が減少しており、買物袋を除く容器包装の使用量は増加している。この要因は、プラスチック製買物袋の有料化制度の開始によるレジ袋の削減や、新型コロナウイルス感染症の影響によるテイクアウトやデリバリーサービスの利用機会の増加が考えられる。

◆ 業種別容器包装を用いた量の推移

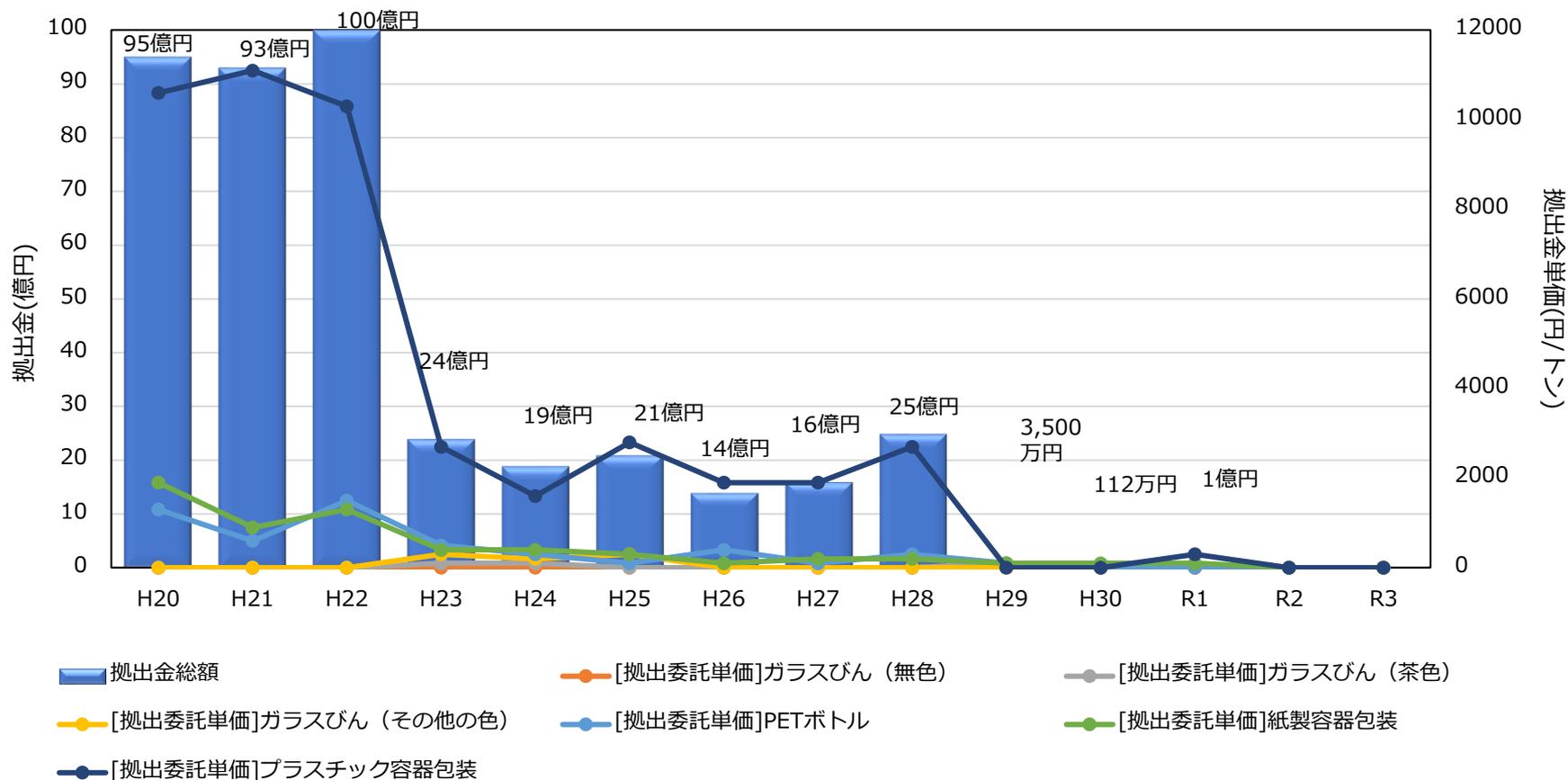


◆ 容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）



5-2 リサイクルの合理化に貢献した市町村への資金拠出制度の状況

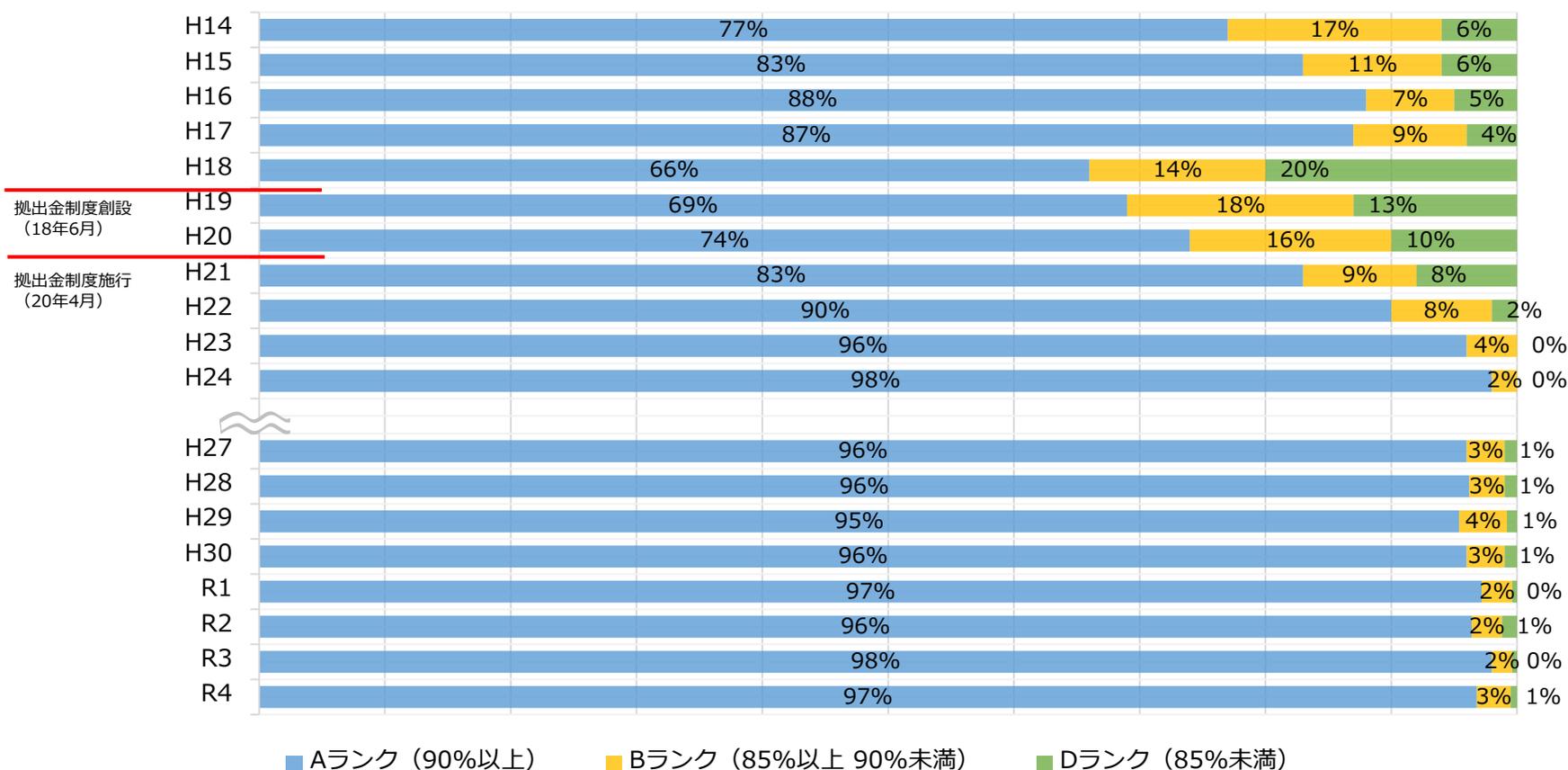
合理化拠出金の拠出総額は、制度開始当初100億円程度あったが、その後、合理化拠出金の基準年度の変更等により平成23年度以降は大きく減少した。また、令和2年度及び令和3年度では、実際の再商品化費用総額が「想定額」を上回ったことにより拠出金はなかった。



拠出金制度導入後のプラスチック製容器包装ベール品質(容器包装比率)の推移

プラスチック製容器包装ベールの品質評価項目の1つに「容器包装比率」があり、サンプルベール重量に対し、分別基準適合物である容器包装プラスチックの重量割合(容器包装比率)が90%以上であればAランク、85%以上90%未満はBランク、85%未満はDランクとなる。

拠出金制度導入後、Aランクのベール品質の割合は増加し、近年では全体の95%以上を占めている。



5-3 プラスチック製買い物袋の有料化について

令和2年7月1日より、全国でプラスチック製買い物袋の有料化制度が開始された。環境省によるレジ袋使用状況に関するWEB調査の結果「1週間、レジ袋を使わない人」は、令和2年3月の3割から令和2年11月の7割に増加した。

1週間レジ袋を使用しなかった人の割合

有料化前 (2020年3月)

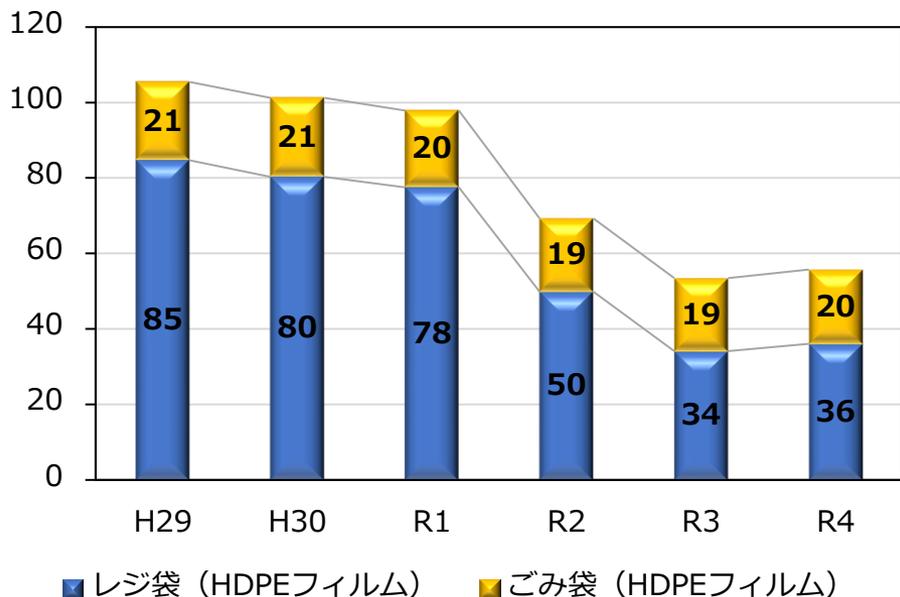
30.4%

有料化後 (2020年11月)

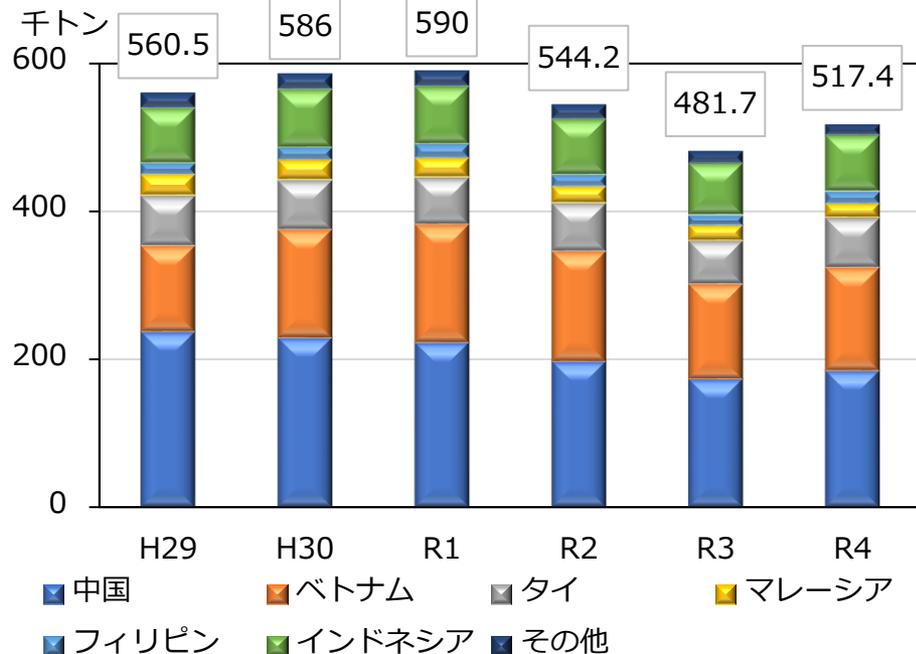
71.9%

出典) 環境省アンケート調査

千トン ポリオレフィンフィルムの年別出荷状況



ポリエチレン袋輸入量の年別推移



出典：日本ポリオレフィルム工業組合「2017～2021年 ポリオレフィンフィルムの年別出荷状況」の情報を基に経済産業省作成

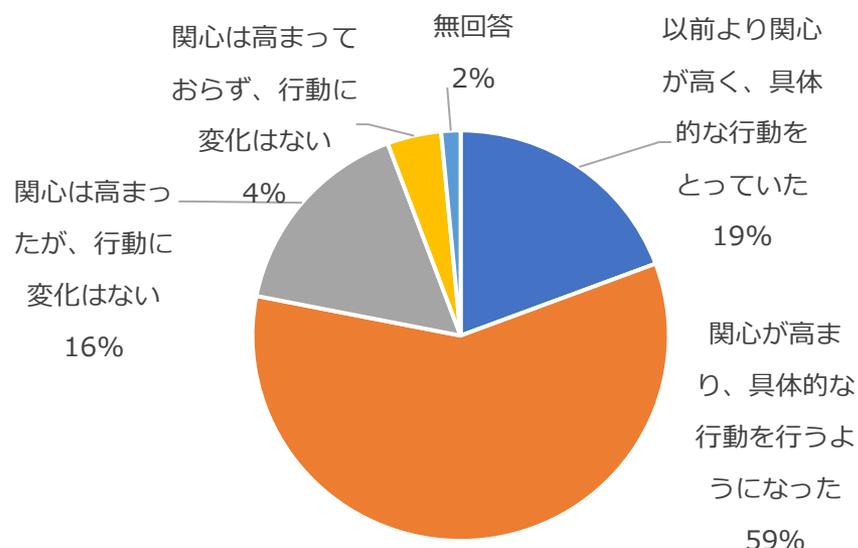
出典：日本ポリオレフィルム工業組合「ポリエチレン袋輸入量の年別推移(2017年～2021年)」の情報を基に経済産業省作成

6 その他関連情報

6-1 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環法)施行に伴う国民の意識・行動の変化と自治体の法32条の利用見込み

環境省によるプラスチックごみ問題に関する世論調査では、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、約6割が関心の高まりと具体的な行動を行うようになったと回答があった。法32条に基づく分別収集物を指定法人に引取りを予定している自治体は68団体で、予定数量は約1万4千トンとなる。

◆ レジ袋有料化や新法施行によるプラスチックごみ問題関心や行動の変化



出典：環境省 プラスチックごみ問題に関する世論調査（令和4年9月調査）

◆ 法第32条に基づく分別収集物を指定法人に引取りを予定している自治体及び予定量

引き渡し量に関する調査結果	R5
申込予定市町村数	68
製品プラ申込予定量(t)	13,712
産廃プラ申込予定量(t)	0
製品プラ・産廃プラ合計量(t)	13,712

出典：（公財）日本容器包装リサイクル協会「令和5年度 市町村からの引き渡し量に関する調査 製品プラ・産廃プラ集計結果」より

6 その他関連情報

6-2 プラスチック資源循環法33条の再商品化計画の認定状況

プラスチック資源循環法の第33条の再商品化計画の認定については、2022年9月に宮城県仙台市に対して第1号の認定を行ったほか、同年12月に愛知県安城市及び神奈川県横須賀市に対しても認定を行った。

法第33条に基づく再商品化計画の認定状況

市町村名	認定日	計画期間	分別収集物	量(ト/年)※	処理主体	再商品化製品
			種類			
宮城県 仙台市	R4.9.30	R5.4.1～ R8.3.31	プラスチック容器包装廃棄物	13,104	J&T環境株式会社 (仙台市内)	ペレット、 フラフ等
			それ以外のプラスチック使用製品廃棄物	1,456		
			合計	14,560		
愛知県 安城市	R4.12.9	R6.1.1～ R8.3.31	プラスチック容器包装廃棄物	1,173	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット
			それ以外のプラスチック使用製品廃棄物	250		
			合計	1,423		
神奈川県 横須賀市	R4.12.9	R5.4.1～ R8.3.31	プラスチック容器包装廃棄物	3,868	株式会社TBM (横須賀市内)	ペレット
			それ以外のプラスチック使用製品廃棄物	318		
			合計	4,186		

出典：環境省プレスリリース https://www.env.go.jp/press/press_00627.html、https://www.env.go.jp/press/press_00968.html

※量(ト/年)：再商品化計画期間の平均値

6 その他関連情報

6-3 プラスチック資源循環法の法第39条自主回収・再資源化事業計画及び法第48条再資源化事業計画の認定状況

令和5年4月19日付けで自主回収・再資源化事業計画1件、再資源化事業計画2件が認定された。

法第39条自主回収・再資源化事業計画及び法第48条再資源化事業計画の認定状況

	自主回収・再資源化事業計画	再資源化事業計画	
	緑川化成工業株式会社（認定第1号）	三重中央開発株式会社（認定第1号）	DINS関西株式会社（認定第2号）
①使用済プラスチック使用製品（産業廃棄物等）を収集しようとする区域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	三重県、奈良県	大阪府
②再資源化を実施する使用済プラスチック使用製品（産業廃棄物等）の種類及び重量	使用済アクリル板：100 t/年	食品包装資材：360 t/年 工場端材：280 t/年	廃棄ペットボトル：201 t/年
③再資源化の実施方法	材料リサイクル（ペレット）	材料リサイクル（ペレット）	材料リサイクル（ペットボトル圧縮梱包物）
④再資源化により得られた物の利用方法	再生アクリルシート製造	パレット製造等	飲料用PETボトル製造

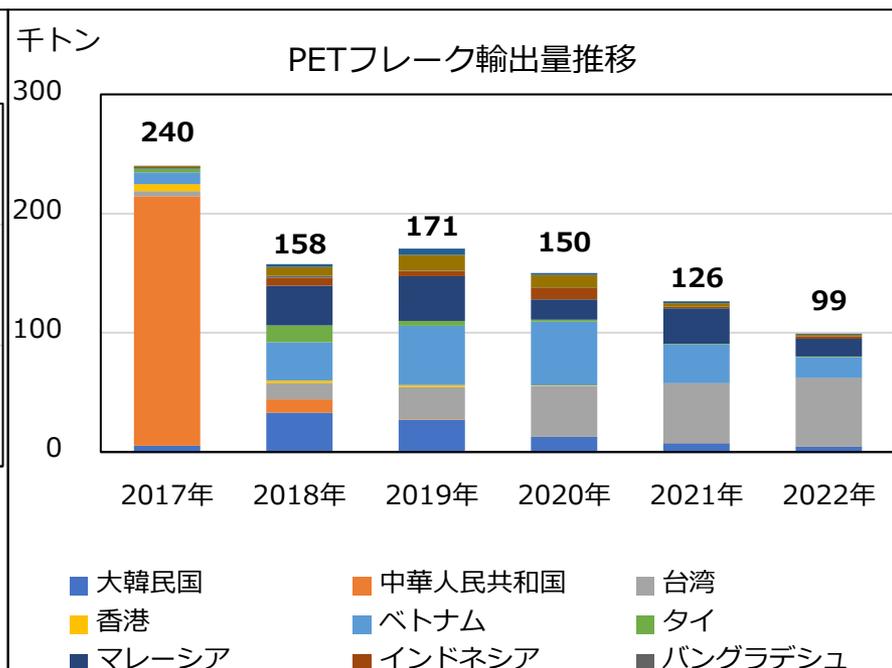
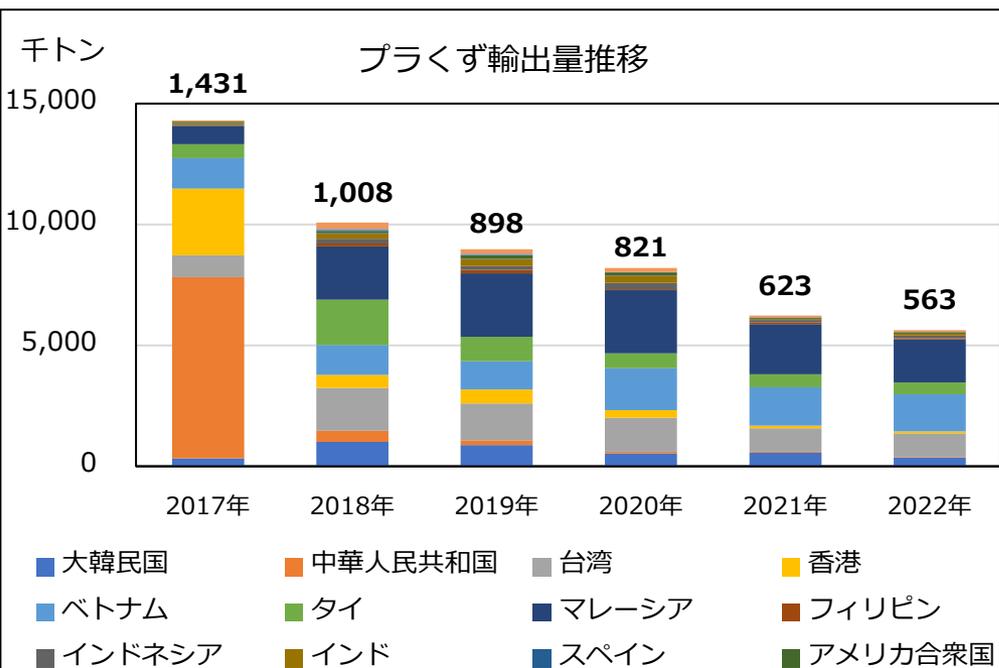
出典：環境省プレスリリース https://www.env.go.jp/press/press_01249.html

※量（t/年）：再商品化計画期間の平均値

6 その他関連情報

6-4 廃プラスチックの輸入規制

2017年末に中国によるプラスチックくずの輸入規制が強化され、日本から中国への輸出はほとんどなくなった。それ以後、東南アジア諸国への輸出が増えたが、東南アジア諸国においても輸入規制措置がとられたことにより、これらの国への輸出も減少した。また、2019年に開催されたバーゼル条約締約国会議（COP14）で採択された廃プラスチックの新規規制追加に伴い、バーゼル法の省令改正を行い、2021年1月1日からリサイクルに適さない汚れた廃プラスチックの輸出入が規制対象に追加され、輸出はさらに減少した。



6-5 環境配慮設計の促進

各素材ではリデュース目標を設定し、環境配慮設計の考え方の普及、軽量化や薄肉化、無駄のない形状への変更、コンパクト化など、容器包装リデュースの取り組みを展開している。また、各素材をリサイクルしやすくするために、ガイドライン等も策定している。

表 リデュースの数値目標及び実績

素材	指標	2025年度 目標	リデュースの実績					
			2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
ガラスびん	1本/1缶	1.5%以上	1.5%	2.2%	1.2%	1.7%	2.2%	1.9%
PETボトル	当たり平均	25%以上	23.0%	23.9%	23.6%	24.8%	25.3%	25.6%
スチール缶	重量の軽量化率	9%以上	7.7%	7.8%	7.3%	8.1%	8.6%	9.1%
アルミ缶		6%以上	5.1%	5.3%	5.3%	5.4%	5.8%	6.2%
飲料用紙容器	1m ² 当たり平均重量	3%以上※	2.5%	2.9%	2.9%	2.9%	2.5%	2.5%
段ボール		6.5%以上	5.2%	5.1%	5.1%	5.5%	6.1%	5.9%
紙製容器包装	リデュース率	15%以上	11.5%	11.2%	10.7%	13.1%	23.5%	18.8%
プラスチック容器包装		22%以上	15.3%	15.9%	17.0%	17.6%	19.2%	19.1%

※牛乳用500mlサイズカートンを対象とする。

出典: 3R推進団体連絡会容器包装3Rのための自主行動計画2025

ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装

- 自主設計ガイドライン

プラスチック容器包装

- プラスチック容器包装の環境配慮に関する自主設計指針 改訂版
- プラスチック製容器包装の環境配慮設計・ガイドライン